文教厚生委員会資料

教 育 委 員 会 令和3年4月15日

報告事項

1.	新型コロナウイルス感染症への対応について	• • •	P 1
2.	しまねの学力育成推進プランについて		Р3
3	文化財(各録有形文化財)の登録について		P 4

新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 入学式の状況

県立学校、市町村立学校ともに、基本的な感染症対策を実施の上で規模を縮小して実施 「主な感染症対策の事例」

- ・マスク着用、教室や会場入口での検温・手指消毒、会場の換気、座席間隔の確保
- ・式時間の短縮
- ・校歌、国歌等の斉唱は行わず、音楽を流す
- ・来賓は呼ばない、若しくは人数制限
- ・在校生は参列しない、若しくは代表者のみ等の人数制限
- ・保護者の参列は入学生1人に対し2名程度を上限、式後の教室(HR)には不参加

2. 県立学校の寄宿舎における対応

(1) 新学期の開始における対応

春季休業中に県外に帰省した生徒及び県外からの新入寮生に対して、次の対応を実施

- 帰入寮前に生徒本人の健康状況などに問題がないことを電話等で確認
- ・ 帰入寮後、一定期間(14日間程度)を「特別健康状況確認期間」とし、毎朝の検温 と記録、風邪症状の確認等について、教職員が直接本人に確認するなどの徹底した健康 観察を実施
- ・ 感染の警戒度を高めている地域からの帰入寮にあたり、保護者や生徒本人から、他の 寄宿舎生と離れた場所で健康状態の確認の希望があった場合は、近隣の宿泊施設等で健 康観察を実施

(2) 大型連休に向けた対応

大型連休中の県外への帰省及び連休明けの帰寮にあたっては、次の対応を予定

- ・ まん延防止等重点措置を実施すべき区域等への帰省については、生徒や保護者に帰省 の自粛を検討してもらうなどの慎重な対応を求める
- ・ これにより帰省しないこととなった生徒がいる学校は、大型連休中に閉寮する場合、 閉寮期間中の当該生徒の滞在先として、近隣の宿泊施設等を確保
- ・ 帰省した生徒が連休明けに帰寮するにあたっては、帰寮前に生徒本人の健康状況など に問題がないことを電話等で確認
- ・ 帰寮後、一定期間(14日間程度)を「特別健康状況確認期間」とし、毎朝の検温と 記録、風邪症状の確認等について、教職員が直接本人に確認するなどの徹底した健康観 察を実施

・ 感染の警戒度を高めている地域からの帰寮にあたり、保護者や生徒本人から、他の寄宿舎生と離れた場所で健康状態の確認の希望があった場合は、近隣の宿泊施設等で健康 観察を実施

3. 特別支援学校の教員に対するPCR検査の実施

- ・ 重症化リスクが高い医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校は、隣接する病院(医療センター等)と一体不可分な運営を実施
- ・ これらの病院では、職員に対して積極的に抗原検査やPCR検査を実施しており、当該 特別支援学校においても、学校教育活動の継続に必要な教員に対し、学校医の指導に基づ き県費によるPCR検査を実施

4. 春の部活動大会の状況

- ・ 各競技団体等が示すガイドライン等に基づく新型コロナウイルス感染防止対策を行い 実施
- ・ 今後開催される大会も、感染防止対策を講じた上で実施される予定であるが、会場地の 感染状況や自治体が提供する情報、感染症対策の徹底、入場者数の制限方法などを確認の うえ、参加可否等について検討

文教厚生委員会資料 令和3年4月15日 教育指導課

「しまねの学力育成推進プラン」について

1 策定の目的

「しまね教育魅力化ビジョン」(令和2年3月策定)において、学力を育む観点として「自ら課題や展望を見いだし、粘り強く挑戦し学ぶ人づくり」を掲げている。その達成のため、県教育委員会と市町村教育委員会が共通認識のもと、義務教育段階から高等学校等までの系統性・連続性をもった施策が展開できるよう、具体的な推進プランを策定する。

2 実行期間

令和3年度から令和6年度

3 推進プランの方向性と協働組織

(1) 方向性

県教育委員会は市町村教育委員会と協働し、小中高の系統性・連続性を図りながら、基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、人生や社会で生かすことのできる確かな学力と学び続ける意欲を育む教育を推進する。

【県教育委員会が捉える「確かな学力」】各教科等で身に付ける知識・技能、思考力・判断力・ 表現力等、学びに向かう力を相互に関連させバランスよく育成しつつ、自ら学び、主体的に 判断し、行動し、よりよく問題解決する力

(2) 協働組織

県教育委員会と市町村教育委員会が学力育成に向けての方針や情報を共有し、 推進プランの進捗を管理するとともに、施策の検証・工夫改善等を随時行うため に、「学力育成会議」及び「学力育成実務者会議」を設置する。

4 推進プランの柱と主な取組

(1) 授業の質の充実

ICTやふるさとの地域素材を有効に活用した、主体的・対話的で深い学びを 実現する授業の推進、教職員の指導力向上のための研修

(2) 家庭学習の充実

家庭学習の意義の共有、家庭学習を見通した授業・家庭学習へのICT活用の研究、子どもの居場所との連携事業

(3) 地域に関わる学習の充実

総合的な学習(探究)に関するガイドブックの作成と研修、小中高の連携と一 貫性のある学習の検討

5 施策の成果の検証と評価

学力・学習状況調査、高校魅力化評価等の結果を分析し、評価参考指標に基づき 施策の成果の検証と評価を行い、以後の施策の改善に結びつける。

文化財(登録有形文化財)の登録について

令和3年3月19日(金)に開催された国の文化審議会(会長 佐藤 信)において、県内に 所在する下記4件の有形文化財(建造物)の登録について文部科学大臣に答申があった。

登録有形文化財とは

国・県・市町村指定以外の有形文化財(建造物)のうち、建築後50年を経過したもので、文化財としての価値が高く、保存・活用のための措置が必要なものが登録対象。保存修理にかかる経費の一部を国が支援する。

1. 有形文化財(建造物)の概要

(1)島根県民会館

ア) 所 在: 松江市殿町 158

イ) 所有者:島根県

ウ) 年 代:1968 (昭和43) 年

エ) 構造等:鉄筋コンクリート造一部鉄骨

造地下1階地上4階建

オ) 評 価:島根県庁舎本庁舎及び議事堂(R

元.12.5 登録)を設計した安田 E の設計。堀を挟んで向かい合う島根県庁舎のピロティとあわせ、打ち放しコンクリートの列柱を外部に並べて調和を図っている。



島根県民会館(撮影:SATO PHOTO)

(2)島根県立図書館

ア) 所 在:松江市内中原町52

イ)所有者:島根県

ウ) 年 代:1968 (昭和43) 年

エ) 構造等:鉄筋コンクリート造一部鉄

骨造2階建

オ)評 価:島根県に多くの公共建築を残した 業代ではまなり 菊竹清訓の設計。L字形の閲覧室 を敷地形状にあわせて配置し、中 央ロビーに鉄骨屋根を架け、展 示、休憩スペースを配した合理的 な平面構成を持つ。眺望を確保す るため、外部壁柱を松江城山公園

に向けて揃えた外観が特徴。



島根県立図書館

(3) 島根県立武道館

ア) 所 在:松江市内中原町52

イ) 所有者:島根県

ウ) 年 代:1970 (昭和45) 年

エ) 構造等:鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

2 階建

オ) 評 価: 菊竹清訓の設計で、近接する島根県

立図書館とは対照的に窓が少なく 閉鎖的な外観が特徴。2階の道場で は全長 40mの鉄骨トラス梁が大空

間を支えている。



島根県立武道館

きゅうしまねけんりつはくぶつかんしんかん しまねけんちょうだいさんぶんちょうしゃ (4) 旧島根県立博物館新館(島根県庁第三分庁舎)

ア)所 在:松江市殿町1

イ) 所有者:島根県

ウ) 年 代:1969 (昭和44) 年

エ) 構造等:鉄筋コンクリート造3階建

オ) 評 価: 菊竹清訓の設計で旧島根県立博物館

本館(R元.12.5登録)の西側に隣接する。本館と同様に収蔵施設を上階に持ち上げ、下部を開放的な展示室としている。仕上げも本館にあわせ上階を白セメント塗り、下部を打放しコンクリートで分節している。壁柱や大スパンの梁等に菊竹の特

徴が良く現れる。



旧島根県立博物館新館

2. 登録の件数

今回答申された有形文化財が登録された後、松江市内の登録件数は 42 件、県内の登録件数は 212 件となる。